

群馬大学社会情報学部教員候補者等選考内規

平成16年4月1日 制定

改正 平成18年4月1日 平成21年9月16日

平成26年4月1日 平成27年4月1日

平成28年4月1日 平成28年4月20日

平成28年11月16日 平成29年4月1日

(趣 旨)

第1条 群馬大学社会情報学部の教員候補者及び教員（以下「教員候補者等」という。）の選考は、国立大学法人群馬大学教職員就業規則等によるほか、この内規による。

(教員候補者等の選考)

第2条 教員候補者の選考は、教員の採用及び昇任について行う。

2 前項の選考は、学部長の発議により群馬大学社会情報学部人事・予算委員会（以下「人事・予算委員会」という。）の議を経て、学部長がこれを行う。

3 学部長は、教授会の議を経て、学長に教員候補者等の推薦を行う。

(学部長の発議)

第3条 前条第2項の発議は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

(1) 将来構想検討委員長から将来計画に基づく提案があった場合

(2) 学部長が必要と認めた場合

(採用人事の選考手続)

第4条 教員候補者の採用人事は、次に掲げる選考手続による。

(1) 原則として公募による。

(2) 専門領域、授業科目、職名、年齢等の公募の条件については、前条第1号の場合は将来構想検討委員会と人事・予算委員会が協議し、同条第2号の場合は、人事・予算委員会が審議する。

(人事・予算委員会)

第5条 人事・予算委員会は、教員候補者等の選考に際しては、関係法令等、人事の公平性及び手続の適正性等を総合的に勘案して審議するものとする。

2 人事・予算委員会は、採用人事については、案件ごとに教員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設け、教員候補者の募集、資格審査及び個別業績審査の第一次審査を委嘱し、さらに、拡大選考委員会（以下「拡大委員会」という。）を設けて教員候補者の資格審査及び個別業績審査の最終審査を委嘱する。

3 人事・予算委員会は、昇任人事については、業績確認委員会を設けて資格審査のための研究業績等の確認を委嘱し、さらに、選考委員会を設けて個別の研究業績等の審査を委嘱する。

(選考委員会及び業績審査委員会)

第6条 採用に関する前条第2項の選考委員会は、学科から選出された教員5人(そのうち3人は教授とする。)及び学外の委員で組織する。なお、必要な場合には、学部外の委員をさらに加えることができる。

2 昇任に関する前条第3項の業績確認委員会は、学科から選出された教授4人で組織し、選考委員会は、学科から選出された教授4人及び学外の委員で組織する。業績確認委員会の委員と選考委員会の委員は兼任することができる。

3 選考委員会は、この内規及び別に定める基準により、個別の研究業績、教育歴等について審査をする。業績確認委員会は、昇任人事の案件について、教育研究業績書及び研究業績審査結果記録書を人事・予算委員会に報告する。

4 選考委員会及び業績確認委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

5 選考委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

6 採用に関する前条第2項の選考委員会は、公募期間終了後2月以内に、第一次審査を行い、教員候補者を数名選考し、その結果を、拡大委員会に報告しなければならない。

7 昇任に関する前条第3項の選考委員会は、委嘱があったときから3月以内に、審査の結果を文書で人事・予算委員会へ報告しなければならない。

(拡大委員会)

第7条 第5条第2項の拡大委員会は、学部長、副学部長、評議員、学科長、将来構想検討委員長及び人事・予算委員長を選考委員会に加えて組織する。

2 拡大委員会に委員長を置き、前条第5項の委員長をもって充てる。

3 拡大委員会は、選考委員会の第一次審査報告を受けてから1月以内に、教員候補者の資格審査及び個別業績審査について最終審査を行う。

4 拡大委員会委員長は、審査結果を文書で人事・予算委員会に報告しなければならない。

(業績の閲覧)

第8条 教授会における選考の過程において、教授会構成員から要求があったときは、候補者の業績を閲覧させることができる。

(内規の改廃)

第9条 この内規の改廃は、人事・予算委員会の議を経て、教授会が行う。

附 則

この内規は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成21年9月16日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年4月20日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年11月16日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。